

三重県消費者施策基本指針

平成 27 年 3 月

三 重 県

(目次)

第1章	「三重県消費者施策基本指針」策定の考え方	1
1	「三重県消費者施策基本指針」策定の趣旨	1
2	「三重県消費者施策基本指針」策定の視点	1
3	「三重県消費者施策基本指針」の計画期間	2
4	「三重県消費者施策基本指針」の実効性の確保	2
5	「三重県消費者施策基本指針」の体系	3
第2章	消費者を取り巻く現状と課題	5
1	社会経済状況の変化	5
2	三重県における消費生活の状況	6
3	三重県における消費生活の動向	8
第3章	消費者施策の具体的展開	11
第1項	消費者の安全・安心の確保	11
(1)	食の安全・安心の確保	11
(2)	製品等の安全の確保	12
(3)	取引の安全の確保	13
(4)	表示・計量の適正化	13
(5)	生活関連物資の安定供給	14
第2項	自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)	15
(1)	ライフステージにおける体系的な消費者教育の実施	15
(2)	消費者の特性・場の特性に応じた教育	15
(3)	多様な主体間との連携	20
(4)	環境・食育・国際理解に関する教育との有機的連携	20
(5)	消費生活情報の提供・発信	22
第3項	消費者被害の防止・救済	25
(1)	三重県消費生活センターの相談機能の充実	25
(2)	市町の相談体制充実に向けた支援	26
(3)	多重債務者問題への対応	26
(4)	消費者事故情報の迅速な収集・提供	26
(5)	事業者指導の強化	27
(6)	判断能力が十分でない高齢者等への支援	28
(7)	紛争の適切かつ迅速な解決	28

第4章	消費者行政の総合的・効果的推進	29
(1)	消費者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保	29
(2)	国との連携・市町への支援と連携	29
(3)	行政等の連携体制の充実・強化	29
(付録)		
	用語の解説	31